

平塚市建築基準法施行細則の一部改正に伴う新旧対照表

		改正部分
現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(認定申請等)</p> <p>第6条 法若しくは政令の規定 (法第 8 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 6 条の 2 第 1 項の規定並びに省令第 1 0 条の 4 の 2 第 1 項に規定する認定関係規定を除く。) 又は条例の規定による認定を申請しようとする者は、認定申請書 (第 3 号様式) の正本及び副本に、それぞれ、前条第 1 項の表に掲げる図書その他認定を受けようとする事項の審査に必要な図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、条例第 1 0 条ただし書、第 1 1 条第 3 項、第 1 2 条ただし書、第 2 2 条ただし書、第 2 6 条第 1 項第 2 号、<u>第 2 9 条第 2 号</u>、第 3 3 条第 1 項第 2 号、第 3 8 条第 2 項及び第 4 4 条第 2 項の規定に該当する場合の申請については、同表中「並びに敷地の接する道路の位置及び幅員」とあるのは、「、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに敷地の周囲の空地等の配置」とする。</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(認定申請等)</p> <p>第6条 法若しくは政令の規定 (法第 8 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 6 条の 2 第 1 項の規定並びに省令第 1 0 条の 4 の 2 第 1 項に規定する認定関係規定を除く。) 又は条例の規定による認定を申請しようとする者は、認定申請書 (第 3 号様式) の正本及び副本に、それぞれ、前条第 1 項の表に掲げる図書その他認定を受けようとする事項の審査に必要な図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、条例第 1 0 条ただし書、第 1 1 条第 3 項、第 1 2 条ただし書、第 2 2 条ただし書、第 2 6 条第 1 項第 2 号、<u>第 2 9 条第 1 項第 2 号</u>、第 3 3 条第 1 項第 2 号、第 3 8 条第 2 項及び第 4 4 条第 2 項の規定に該当する場合の申請については、同表中「並びに敷地の接する道路の位置及び幅員」とあるのは、「、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに敷地の周囲の空地等の配置」とする。</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>平塚市建築基準条例の一部改正に伴い、規定を整備する。</p>